

平成26年7月発行

第52号

社会福祉法人 水仙福祉会  
〒533-0004 東淀川区小松1丁目14-12  
TEL 06-6328-3786 Fax 06-6328-3833  
URL <http://www.suisen.or.jp/>

題字 岡村 重夫

# 風の輪

## 障がい福祉の目指す先は 今後の障がい者施策の方向について

西淀川区障がい者相談  
支援センター 風の輪 所長 加藤啓一郎

### 変わる障がい福祉施策

今年度の制度変更の特徴をまとめると、以下の3点になる。まず第一に、本人の障がいの状態、程度を表す「障害程度区分」が全く異なるロジックによる「障害支援区分」に変わる。これは、介護保険

同様二次判定の結果も含めたソフトを作ることで、審査会での変更を最小限にしようと試みだが、法人内の利用者で試算したところ、平均して区分が0・3くらい下がった。都市部で、審査会による区分変更をしつかりやつていたところほど区分が下がりやすいという結果なのかもしれないが、対応策を検討する必要がある。第二に、ケアホーム、グループホームがグループホームに一元化される。このこと 자체は名称が変更され

るだけなのだが、同時に支援費単価を夜勤体制と宿直体制に分けて、宿直体制の場合かなり支援費が減少する。知的障がいの人の場合、行動障がいが激しかったり、睡眠障がいがある人を除いて、夜眠れる人が

多いため、宿直体制を取つているところが多い。支援費収入が減少する事業所が増えると、深刻な影響が生じるものと思われる。第三に、在宅の人向けに長時間ヘルパーを派遣できる重度訪問介護の制度が、身体障がいの人だけでは

これら3点、どれをとつても難しい方向での変更であるが、果たして日本の障がい福祉施策がどのような方向に進んでいったらいいのか、もう一度整理してみる必要があると思われる。以下、今後の方針性について私見を述べる。



### 一人ひとりが自分らしく

ら、支援者と利用者とが対等な立場で、契約に基づき支援が行われるようになり、高齢者の分野では介護保険が、障がい者の分野では支援費制度がスタートした。障がい分野は、紆余曲折を経ながら自立支援法、総合支援法へと移行していく10年であったが、もともと基礎構造改革を断行した理由は、行政が税金で直接福祉施策を行なっていた「福祉国家」の短所として、コストの割には融通が利かない、い

くなく知的障がいの人にも適用される。しかし、時間が増えた分単価も安くなるため、どれだけヘルパーを派遣する事業所が出てくるかは疑問である。

わゆるお役所仕事の結果、財政負担が増大したこと、規制緩和を行なって、民間活力を利用することで財政負担を減らしつつ、サービスの需要にも応えられるようにならうとした。これは、「新自由主義」の考え方に基づくものであつたが、結果として、新規参入による福祉サービスの質の低下、自由競争で賃金が低下したことによる、福祉分野からのマンパワーの流出、福祉分野に就労する人が少なくなったことにより、大学等